

2007年3月8日  
(平成19年)

藤沢市教育委員会  
委員長 川島 一明 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山 弘美

児童及び生徒の事故措置事務に係るコンピュータ処理について  
(答申)

2007年2月22日付けで諮問(第245号)された児童及び生徒の事故措置事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するにあたりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という)の災害共済給付制度は、小学校、中学校及び養護学校(以下「小中養護学校」という)の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、小中養護学校の設置者が児童生徒の保護者等の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により、医療費・障害・死亡見舞金の給付を行っているものである。

平成17年4月より事務の省略化、効率化により保護者等に給付するまでの迅速化を図るため災害共済給付オンライン請求システムが導入されている。

現在小中養護学校では事故予防に取り組んでいるが、子どもの発達、保護者

等の権利意識の変化などから災害発生時の適切な対応や、迅速な災害共済給付の必要性がある。

## (2) コンピュータ処理について

### ア コンピュータ処理の必要性

現在の請求・給付については、小中養護学校が作成した「災害報告書」等と医療機関等が作成した「医療等の状況」等を収集し、保健給食課で確認、まとめたものをセンターへ郵便で送付している。センターでは送られた帳票の内容を点検してから、パソコン入力をし、災害の状況等を審査した後に災害共済給付金の支払いを行うので、同給付金が保護者等の手元に届くまで2ヶ月近くかかっている。

また請求書類に訂正等がある場合、センターから保健給食課に送付され、さらに小中養護学校に送付することになり時間がかかっている状況である。災害共済給付オンライン請求システムを使用した場合は保健給食課での確認とセンターの入力の手間が省略され、支払い事務の効率化が図られる。保護者等に給付するまでの迅速化を図るためには、コンピュータ処理を行う必要がある。

また毎年度事故予防への取り組みを各学校で実施している中で、統計情報を活用し事故予防を検討していくことができる。

さらにセンターの業務方法書の一部が改正され、平成19年1月1日より災害共済給付の給付金の請求及び支払通知は、特別な事情を除き災害共済給付オンライン請求システムにより行うこととなった。

しかしながら、当市立の小中養護学校55校が一斉にこの災害共済給付オンライン請求システムに参加するには、現状の小中養護学校のIT環境では時期尚早の状況である。

そこでインターネット接続環境が整備されている保健給食課で小中学校の各1校を選定した上で、この2校分について災害共済給付オンライン請求システムに参加し、その効果を確認するとともに、残りの小中養護学校の参加の礎とするものである。

### イ コンピュータ処理する個人情報

#### (ア) 災害報告書の次の情報

- i 被災児童生徒の氏名、学年、生年月日及び性別
- ii 保護者等（受給者）氏名
- iii 災害発生場所に係る情報
- iv 災害発生の場合に係る情報
- v 災害発生の日時
- vi 災害発生状況に係る情報

- vii 応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して小中養護学校側の  
とった措置状況に係る情報
- viii その他参考となる事項に係る情報
- (イ) 災害継続報告書の次の情報
  - i 被災児童生徒の氏名，生年月日，学年及び性別
  - ii 保護者等（受給者）氏名
  - iii 災害発生日時
- (ウ) 医療等の状況の次の情報
  - i 被災児童生徒の氏名，生年月日及び性別
  - ii 傷病名
  - iii 診療開始日に係る情報
  - iv 診療実日数
  - v 転帰に係る情報
  - vi 診療報酬請求点数に係る情報
- (エ) 医療等の状況（入院分（自由診療））の次の情報
  - i 区分に係る情報
  - ii 被災児童生徒の氏名，性別及び生年月日
  - iii 傷病名
  - iv 初診，指導，在宅に係る情報
  - v 診療開始日，診療実日数，転帰に係る情報
  - vi 指導，在宅に係る情報
  - vii 投薬，注射，処置，手術・麻酔に係る情報
  - viii 検査，画像診断，その他に係る情報
  - ix 入院に係る情報
  - x 合計点数に係る情報
- (オ) 医療等の状況（入院外分（自由診療））の次の情報
  - i 被災児童生徒の氏名，性別及び生年月日
  - ii 傷病名
  - iii 診療開始日，診療実日数，転帰に係る情報
  - iv 初診，再診に係る情報
  - v 指導，在宅に係る情報
  - vi 投薬，注射，処置，手術・麻酔に係る情報
  - vii 検査，画像診断，その他に係る情報
  - viii 合計点数に係る情報
- (カ) 医療等の状況（歯科分（自由診療））の次の情報
  - i 被災児童生徒の氏名，性別及び生年月日

- ii 傷病名
  - iii 診療開始日，診療実日数，転帰に係る情報
  - iv 初診，再診，投薬・注射に係る情報
  - v x線検査に係る情報
  - vi 処置・手術に係る情報
  - vii 麻酔に係る情報
  - viii 歯冠修復及び欠損補綴に係る情報
  - ix その他・摘要に係る情報
  - x 合計点数に係る情報
- (キ) 医療等の状況（柔道整復師）の次の情報
- i 被災児童生徒の氏名，性別および生年月日
  - ii 負傷名
  - iii 転帰に係る情報
  - iv 施術開始の年月日，施術終了の年月日，施術実日数
  - v 施術の種類，回数，
  - vi 1回の料金，加算料金，施術料金に係る情報
  - vii 施術を行った期間
  - viii 合計金額に係る情報
  - ix 備考に係る情報
- (ク) 訪問看護明細書の次の情報
- i 被災児童生徒の氏名，性別，生年月日
  - ii 主たる傷病名
  - iii 指示年月日，訪問開始年月日，実日数
  - iv 訪問終了の状況に係る情報
  - v 基本療養費に係る情報
  - vi 管理療養費に係る情報
  - vii 情報提供療養費に係る情報
  - viii ターミナルケア療養費に係る情報
  - ix 合計金額に係る情報
- (ケ) 治療用具・生血明細書の次の情報
- i 被災児童生徒の氏名，性別及び生年月日
  - ii 医療機関の証明に係る情報
  - iii 装具装着の場合に係る情報
  - iv 生血使用の場合に係る情報
  - v 装具装着又は生血に要した費用
  - vi 保護者等の住所及び氏名

(コ) 調剤報酬明細書の次の情報

- i 被災児童生徒の氏名，性別及び生年月日
- ii 受付回数に係る情報
- iii 処方月日
- iv 調剤月日
- v 処方に係る情報
- vi 調剤数量に係る情報
- vii 調剤報酬点数に係る情報
- viii 摘要に係る情報
- ix 合計点数，調剤基本料，時間外等加算，指導料に係る情報

(ク) 障害報告書の次の情報

- i 被災児童生徒の氏名，学年及び性別
- ii 保護者等（受給者）氏名
- iii 障害の原因となった負傷，疾病の発生日時及び当初の傷病名
- iv 初診，療養期間
- v 傷病名及び傷病の部位に係る情報
- vi 傷病の治ゆ又は症状固定日に係る情報
- vii 障害状況の詳細に係る情報

(ク) 死亡報告書の次の情報

- i 被災児童生徒の氏名，学年及び性別
- ii 保護者等（受給者）氏名
- iii 死亡の原因となった負傷，疾病の発生日時及び当初の傷病名
- iv 死亡年月日
- v 死亡した場所
- vi 傷病名及び傷病から死亡までの経過に係る情報

ウ 導入する業務システム

災害共済給付オンライン請求システムは，災害共済給付事業の事務の省略化，効率化により保護者等に給付するまでの迅速化を推進するため，インターネットを利用した災害共済給付オンライン請求システムを導入している。小中養護学校が作成した「災害報告書」等と医療機関等が作成した「医療等の状況」等をパソコンを使って入力すると，センターへ送付することや，印刷することができ，さらに今まで手書きで作成していた「医療費支払請求書」が，パソコンを使って簡単に作成でき，「災害報告書」等と同じようにセンターへの送付や印刷も可能である。

また請求した災害共済給付のセンターの事務処理状況に関する進捗情報を

得ることが出来、統計データを活用することも出来る。

### (3) 安全対策について

#### ア 電算処理面

##### (ア) 設置者

- i 作成したデータをセンター独自のサーバに一時保存又は保存した状態では、確認・修正できるが、確認・修正期間30日と限定されており、当該期間が過ぎると、画面を呼び出し、修正することは出来ない。
- ii 設置者及びセンターが入力する画面は、画面ごとに20分を経過すると動作が停止し、再度ログインするシステムとなっている。
- iii センターに送信した後は、市のパソコン上入力データが残ることはなく、また、自己の作成したデータを画面に呼び出すことが出来ないシステムになっている。
- iv データ入力は、認証局（日本ベリサイン社）の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー：暗号化通信）方式で行っている。
- v 設置者のパスワードは、6ヶ月ごとに更新する。
- vi ユーザーIDはセンターから設置者が1つ受け取り、それにより操作権限のチェックを行う。
- vii 設置者はインターネットによるシステムへの接続を行い、センターはプライベートネットワークによるシステムへの接続を行う。

##### (イ) センター

- i センターにおいては、ファイヤーウォールの設置、ウィルス感染防止対策、パスワード、IDによる取扱権限の制限、アクセスログ管理による作業管理、個人情報管理に関する職員教育、指紋認証によるパソコン管理等のセキュリティーを施している。
- ii データ入力は、認証局（日本ベリサイン社）の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー；暗号化通信）方式で行う。
- iii センターシステムは、厳重なウィルスチェック等のセキュリティー措置を講じている。

#### イ 運用面

##### (ア) 設置者

- i 操作者については、ユーザーID、パスワードを設定し、災害共済給付業務担当職員のみ限定している。また災害共済給付業務個人情報取扱要領を作成し、厳格に対応する。
- ii 情報管理責任者：保健給食課長

##### (イ) センター

- i 情報取扱上の保護対策

- (i) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律，電子計算機処理データ保護管理規程を遵守している。
- (ii) 個人情報保護についての職員研修を実施している。
- (iii) 守秘義務の徹底を図っている。
- (iv) 施錠式の保管庫に打ち出したデータの書類を保管している。
- (v) 不要帳票は裁断している。

ii 情報管理責任者：健康安全部長

iii 情報保管方法

入力画面の印刷した情報を施錠式保管庫に保管している。

(4) 実施時期について

2007年4月1日実施予定

(5) 添付資料

ア 別記様式第7 別紙1(1)～別記様式9 別紙

イ 災害共済給付オンライン請求システム概略図

ウ 災害共済給付業務個人情報取扱要領

エ 独立行政法人日本スポーツ振興センター情報システム管理規程

オ 独立行政法人日本スポーツ振興センター個人情報保護規程

カ 災害共済給付に係る個人情報の提供に関する対応について

キ 個人情報取扱事務届出書

ク 災害共済給付契約書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

現在の請求・給付については、小中養護学校が作成した「災害報告書」等と医療機関等が作成した「医療等の状況」等を収集し、保健給食課で確認、まとめたものをセンターへ郵便で送付している。センターでは送られた帳票の内容を点検してから、パソコン入力をし、災害の状況等を審査した後に災害共済給付金の支払いを行うので、同給付金が保護者等の手元に届くまで2ヶ月近くかかっている。

また請求書類に訂正等がある場合、センターから保健給食課に送付され、さらに小中養護学校に送付することになり時間がかかっている状況である。災害共済給付オンライン請求システムを使用した場合は保健給食課での確認とセンターの入力の手間が省略され、支払い事務の効率化が図られる。保護者等に給付するまでの迅速化を図るためには、コンピュータ処理を行う必要がある。

また毎年度事故予防への取り組みを各学校で実施している中で、統計情報を活用し事故予防を検討していくことができる。

さらにセンターの業務方法書の一部が改正され、平成19年1月1日より災害共済給付の給付金の請求及び支払通知は、特別な事情を除き災害共済給付オンライン請求システムにより行うこととなった。

しかしながら、当市立の小中養護学校55校が一斉にこの災害共済給付オンライン請求システムに参加するには、現状の小中養護学校のIT環境では時期尚早の状況である。

そこでインターネット接続環境が整備されている保健給食課で小中学校の各1校を選定した上で、この2校分について災害共済給付オンライン請求システムに参加し、その効果を確認するとともに、残りの小中養護学校の参加の礎とするものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

## (2) 安全対策について

### ア 電算処理面

#### (ア) 設置者

- i 作成したデータをセンター独自のサーバに一時保存又は保存した状態では、確認・修正できるが、確認・修正期間30日と限定されており、当該期間が過ぎると、画面を呼び出し、修正することは出来ない。
- ii 設置者及びセンターが入力する画面は、画面ごとに20分を経過すると動作が停止し、再度ログインするシステムとなっている。
- iii センターに送信した後は、市のパソコン上入力データが残ることはなく、また、自己の作成したデータを画面に呼び出すことが出来ないシステムになっている。
- iv データ入力は、認証局（日本ベリサイン社）の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー：暗号化通信）方式で行っている。
- v 設置者のパスワードは、6ヶ月ごとに更新する。
- vi ユーザーIDはセンターから設置者が1つ受け取り、それにより操作権限のチェックを行う。
- vii 設置者はインターネットによるシステムへの接続を行い、センターはプライベートネットワークによるシステムへの接続を行う。

#### (イ) センター

- i センターにおいては、ファイアーウォールの設置、ウィルス感染防止対策、パスワード、IDによる取扱権限の制限、アクセスログ管理による作業管理、個人情報管理に関する職員教育、指紋認証によるパソコン管理等のセキュリティーを施している。



- ii データ入力は、認証局（日本ペリサイン社）の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー；暗号化通信）方式で行う。
- iii センターシステムは、嚴重なウィルスチェック等のセキュリティー措置を講じている。

## イ 運用面

### (ア) 設置者

- i 操作者については、ユーザーID、パスワードを設定し、災害共済給付業務担当職員のみ限定している。また災害共済給付業務個人情報取扱要領を作成し、厳格に対応する。
- ii 情報管理責任者：保健給食課長

### (イ) センター

- i 情報取扱上の保護対策
  - (i) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律，電子計算機処理データ保護管理規程を遵守している。
  - (ii) 個人情報保護についての職員研修を実施している。
  - (iii) 守秘義務の徹底を図っている。
  - (iv) 施錠式の保管庫に打ち出したデータの書類を保管している。
  - (v) 不要帳票は裁断している。
- ii 情報管理責任者：健康安全部長
- iii 情報保管方法

入力画面の印刷した情報を施錠式保管庫に保管している。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上